

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会会議録

令和5年4月13日 午後 1時30分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	設 楽 健 夫
副委員長	石 澤 正 広
委 員	井 出 有 史
委 員	塚 本 直 樹
委 員	鈴 木 更 司
委 員	服 部 栄 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	櫻 井 健 一
委 員	久 松 公 生
委 員	小 倉 博 行
委 員	櫻 井 繁 丈
委 員	来 栖 文 治
委 員	岡 崎 勉 雄
委 員	佐 藤 文 龍
委 員	矢 口 龍 人

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
副 市 長	飯 塚 一 政
市 民 部 長	根 本 和 幸
環 境 保 全 課 長	越 渡 貴 之

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	折 本 尚 充
議 会 事 務 局	川 原 場 智

議 事 日 程

令和5年4月13日（木曜日）午後 1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 霞台厚生施設組合負担金に係る調査
・市長部局に対する聴取について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後 1時30分

○設楽健夫委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は15人で、会議の定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会を開きます。

よろしく申し上げます。

ここで、傍聴の申出がございますので、申出のとおり許可することについて諮らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩いたします。 [午後 1時31分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

傍聴の方に申し上げます。傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願い申し上げます。

次に、書記を指名します。議会事務局、折本尚充君、川原場智君を指名いたします。お願いします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。本日の日程は会議次第のとおりであります。

なお、会議の資料につきましては、タブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

本日の事件は、霞台厚生施設組合負担金に係る調査についてであります。

初めに、市長部局から霞台厚生施設組合の負担金のこれまでの経緯について説明を求めます。

○市長（宮嶋 謙君）

担当から説明いたします。

○設楽健夫委員長

市民部からの説明を求めます。

○市民部長（根本和幸君）

詳細につきまして、環境保全課の越渡課長のほうからご説明をさせていただきます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

お手元にお配りしているのが時系列の経過資料、そして、霞台厚生施設組合の旧施設の解体費を含む設計に係る問題点、市の考え方についてと、2つお配りしております。

最初に、経過説明資料からご説明させていただきます。

資料についてはタブレットのほうで表示されますので、そちらをご覧くださいと思います。

初めに、3ページの航空写真でございます。

こちら、霞台厚生施設組合の施設の航空写真となります。赤枠で囲んだ部分が問題となっております旧施設となります。

次に、経過説明資料、平成27年2月23日、こちらは9ページとなります。

こちらは、ごみ処理広域化推進に関する仮協定書となりまして、第3条に4市町で新たに共同処理する事務の記載がございます。これによりまして、ページを戻るんですが、4ページ、こちら、霞台厚生施設組合の規約が組合議会で議決されました。この中に旧施設の解体に関する記述はなく、また、第3条の第3号から第5号については、石岡市と小美玉市の2市のみにも適用される内容となっております。

続いて、平成28年4月25日、10ページの資料となります。

こちら、関連施設の整備に関する協定を締結いたしました。

具体的な関連施設は、余熱利用還元施設等、新処理施設の周辺道路、そして、中間置場となります。

さらに、経過説明資料で、平成28年8月20日には、11ページになりますが、こちらの資料では関連施設の経費負担の方法について協定を締結いたしました。

霞台厚生施設組合としましては、この協定書第4条の2行目、ただし書以降の記述により、旧施設の解体について協議し、本市も負担することとなったということです。

続きまして、令和2年1月29日、霞台厚生施設組合正副管理者会議、会議報告です。1ページ目、旧施設の解体費の件について触れておりますが、坪井市長は既存施設の解体は3組合がそれぞれの構成自治体が負担すると理解していたと主張しております。つまり、旧施設はその施設を使用していた構成市町で解体するという趣旨での発言と思われまます。

続きまして、令和2年5月7日、霞台厚生施設組合の正副管理者会議では、旧施設の解体費負担に関し、再協議を依頼しております。

5ページ目の会議等報告では、確認意見の中、②の霞台厚生施設組合事務局から、霞台厚生施設組合以外の旧施設は、それぞれの構成団体で解体すると議会で答弁しています。霞台厚生施設組合の旧施設は解体後、ストックヤードとして使用していくため、解体も3市1町で負担すると説明がありました。

これに対し、会議の中では、新施設は3市1町だが、旧施設をかすみがうら市と茨城町は使用していない。使用していた施設は責任を持って解体するが、跡地利用するからといって霞台厚生施設組合の旧施設の解体を3市1町で負担するのは合理的ではないとの発言がございました。

また、ここでは、かすみがうら市と茨城町は土地の取得費用が発生していないが、既に法的に3市1町の共有財産となっており、そのようなことから霞台厚生施設組合の旧施設も共有財産であると理解しているとの事務局発言がありました。

結果的には、再協議の提案がされました。これを受けまして、経過資料の令和2年6月1日、正副管理者会議の中で、霞台厚生施設組合の土地費用と旧施設の解体の金額の比較がなされ、解体費のほう土地評価額より低額となる見込みと説明がなされ、最終的に承認されました。

その後、令和4年2月18日、15ページ目の資料ですが、衛生費負担金、歳入の項目に解体費を含んだ令和4年度の霞台厚生施設組合の予算が議決されました。本市の衛生費の負担金は、施設整備費1億3672万7000円となります。

そして、経過説明資料、令和4年3月24日、こちらの資料では、霞台厚生施設組合の旧施設の解体費を含んだ負担金2億3611万6000円が、かすみがうら市議会で議決されました。

令和4年7月23日に宮嶋市長が就任されまして、9月27日に開催されました正副管理者会議において、解体費に係る負担金は支出できない旨を表明されました。

会議報告等の令和4年度第3回正副管理者会議、こちらには(4)令和4年度補正予算の項目の中で、霞台厚生施設組合旧施設の解体に係る調査に関しては、かすみがうら市は負担できないという発言の記載がございます。

また、令和4年10月31日には、住民監査の請求により監査が行われました。

令和4年12月13日の29ページ、旧施設の解体費調査設計業務委託に関する本市の負担分399万9000円を支出してはならないという監査結果となりました。

監査の判断のまとめといたしまして、長くなりますが、結果を読み上げます。

今般の住民監査請求については、認定事実を踏まえたうえで、地方財政法及び地方自治法をもとに判断を行った。

今回の判断の基とした「地方財政法」は、国及び地方公共団体の財政責任の明確化と、地方財政の自主性と健全性の確保という基本的理念を示したものである。

今回、請求の対象となっている旧施設は、石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設であり、かつ、その時点で、かすみがうら市が構成団体ではなかったことは周知の事実である。よって、かすみがうら市民が、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり、地方財政法の趣旨を踏まえれば、旧施設の解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものであることに疑いの余地はない。

更には、霞台厚生施設組合の旧施設の用地代と解体費を比較し、解体費のほうが安価であるとの根拠が根拠で負担が決定されたようであるが、本来比較の対象にならない経費の大小で負担を決定することは、地方財政法第28条の2及び地方自治法第232条を蔑ろにし、地方財政法が禁じているところの「その経費を負担すべきものとされている地方公共団体がその経費を負担するのが当然であり、他の地方公共団体にその負担を転嫁するようなことはあり得べきことではない」との趣旨に抵触しており、許されるものではない。また、当該支出負担を要求すること自体が違法であるうえに、霞台厚生施設組合旧施設の解体に係る負担金の決定方法は、正副管理者の合意のみであり、かつ、その決定を補完する法的手続きもなされていない。

よって、旧施設の解体に関する経費は石岡市及び小美玉市が負担すべきものであり、予算議決のみの根拠でかすみがうら市が負担する義務を負うものではない。

なお、すでに取得済である霞台厚生施設組合の用地代については、平成27年度から構成員となった時点での経過を相互に再確認し、構成4市町の意見を聞いたうえで別途判断すべきものと考えてとしています。

(5) 結論としまして、上記で判断したとおり、霞台厚生施設組合施設解体に関する経費は石岡市及び小美玉市がすべて負担すべきものであり、かすみがうら市が当該負担金を支出する行為は地方財政法28条の2をはじめ地方財政法全体の趣旨に抵触するとともに、地方自治法232条に違反するものである。よって、かすみがうら市長に対し、霞台厚生施設組合負担金のうち霞台厚生施設組合旧施設解体調査設

計業務委託料に関する本市負担分を支出命令しないように求めることとする。

なお、本件請求に対する監査委員の決定は、主文のとおりとする。としております。

これもちまして、経過説明資料、令和4年12月21日、31ページですが、市は霞台厚生施設組合に対し負担金の支払い猶予の通知をいたしました。内容は、支出しないこととする負担金として、通知の中で、①令和4年度一般会計、整備事業の霞台旧施設解体調査設計業務委託料から循環型社会形成推進交付金を除いた本市負担分399万9000円となります。

そして、②では、令和5年度以降の当該霞台厚生施設組合旧施設解体に係る負担金に関しても、監査結果の趣旨を鑑み、霞台厚生施設組合旧施設解体に関連する事業費の支出についても同様といたしました。

令和5年1月17日に霞台厚生施設組合の第51回ごみ処理広域化調整会議が開催され、旧施設の跡地整備事業の総事業費が、解体工事費用を精査した結果、8億8592万円から13億38万2000円に修正されました。

経過説明資料、12月27日の資料ですが、霞台厚生施設組合へ本市が支払いの猶予を求めたことに対しまして、規約に抵触することを理由に負担金の支払いを求める通知が送付されてまいりました。その後、令和5年1月19日には、霞台厚生施設組合から督促の通知が送られてまいりました。

そして、2月3日には、霞台厚生施設組合から催告の通知が送られてまいりました。

令和5年2月16日に、40ページ、41ページ、旧施設の解体費を含んだ令和5年度予算が霞台厚生施設組合の議会において議決されました。40ページが歳入の内訳となりまして、衛生費負担金5億6722万9000円を4市町で負担することになります。41ページでは、歳出としまして、事業費の内訳が計上されております。

旧施設の解体費、解体等に係るものとしましてはごみ処理広域化事業（協定割）、こちらで2億1172万4000円のうち、霞台施設解体工事施工管理業務委託料といたしまして1390万4000円、周辺環境等整備工事費5000万円、そして、霞台旧施設解体工事費1億4454万円、合計で2億844万4000円となります。

本市の負担額ですが、42ページの（2）構成市負担金の内訳の中で、今年度分として4974万1000円となります。こちらの金額には旧施設解体の費用も含まれておりますが、本市としましては、この4974万1000円から旧施設解体に係る費用を除いて納付することとします。

このことにつきましては、45ページで、本市の令和5年度第1回議会定例会にて、霞台厚生施設組合に関する負担金の予算措置が旧施設解体に係る費用を除いた1億2563万8000円で議決されていることを申し添えます。

経過説明資料で、令和5年3月3日、こちらの資料では、弁護士を介して霞台厚生施設組合から催告の通知がありました。通知の中の第3で、本市の住民監査請求に関し、霞台厚生施設組合の構成市町村の合意に影響を及ぼすものではなく、負担金の支払い義務がないという根拠にはなり得ないと判断したとしております。

そして、最後になりますが、資料、弁護士の相談結果になります。こちらにつきましては、今後の訴訟等の可能性もあることから、本委員会の公開のみとさせていただきます。

また、正副管理者会議の報告書につきましては、霞台厚生施設組合が各首長の声を調整したものになりますので、部外秘とさせていただきます。

○市長（宮嶋 謙君）

ただいまの経過説明に続きまして、市の基本的な考え方を簡単にお話申し上げます。

お配りしていただきました霞台厚生施設組合の旧焼却施設の解体費に係る問題点、市の考え方について

ての内容でございます。

まず、そもそもといたしまして、かすみがうら市民が使っていない古い焼却施設について、なぜかすみがうら市民が負担しなければならないか、そのところの大本の合理性が全くないというのが第1の問題点と捉えてございます。

旧施設は、かすみがうら市、茨城町もですが、使用していないことから、解体費を負担する義務はございません。旧組合で使用していた施設の解体は、旧組合構成団体が責任をもって処理すべきでありまして、旧組合のうち、新治広域事務組合及び茨城美野里環境組合は、旧構成自治体が費用負担をしております。これが原則でございます。霞台厚生施設組合だけが例外であるというには無理があります。

2つ目といたしまして、負担のこれまでの合意に至った経緯についても疑義がございます。

ただいまの経過説明の中でも管理者会議の議論の内容が示されましたけれども、管理者会議の議論の過程で、組合事務局長から、かすみがうら市と茨城町が霞台厚生施設組合に加入する際に土地の負担をしていないと、土地の負担金と解体費を比べたら解体費のほうが安いというような資料を提示されまして、それを受けて、かすみがうら市長と茨城町長は了承したという経過となっております。そのことは、かすみがうら市議会でも、当時、坪井市長からそのような答弁があったと記憶しております。

この経緯につきまして、まず第一に、解体費の負担と土地の負担は全く別の問題でありまして、どちらが高いか安いかで負担を決めるものではありません。

2つ目といたしまして、土地の負担に関して問題があるのであれば、霞台厚生施設組合に加わるときの協議をすべきでありまして、加わった後になって、そういえば土地のお金をもらっていないなどという議論を持ち出すことそのものがおかしいというふうに考えております。

そして、3つ目、土地負担と比較によって解体費を了承したと、もしそうだとすれば、土地の問題は解決されていなければならないはずでございますが、そのことは一切手続がなされておらず、果たして、土地の問題があるのかなのか、今現在も不明なままでございます。

ですから、百歩譲って、土地の問題がもしあるとすれば、解体費と切り離して、きちんとそれはそれで協議をすべきであるというふうに考えます。基本的に、土地問題は今さら持ち出しされても困りますので、ないというふうに、かすみがうら市は考えております。

それから、4つ目、土地と費用負担の資料によりますと、当時示された資料では、解体費負担のほうが安いというような資料でありましたが、その後、解体費の積算が大きく変わりまして、8億円から13億円に膨れ上がっております。当時の計算方法を適用すれば、解体費のほうが高くなっちゃっているということでございまして、そもそも、その資料の正当性が非常に疑われるという状況でございます。

また、こういうことは基本的な考えにはありませんけれども、土地の負担をすれば、土地が財産として権利が残るわけですが、解体費をもし負担するようなことを行うと、解体して終わりでございます。市民の損失はより大きなものになるということも考えなくてはいけないのではないかというふうに思っております。

それから、その資料に関して、しっかりと鑑定をした土地の評価額ではございませんので、そもそも、その資料そのものにも疑いがあるということでございます。

もう一つは、この件につきまして、私たちかすみがうら市担当、私も一緒にまいりましたが、全国市長会の顧問弁護士の先生に見解をお尋ねに伺いましたところ、その先生のご意見では、霞台厚生施設組合の規約では、分賦金の負担割合については、その組合議会での議決が必要であるというふうに書いてございます。それが今まで一度もなされていないようだ、つまり、法的な根拠はないまま、お金の支出が続いているのではないのでしょうか、そのことが、まず解決すべきではないのでしょうかというよう

なご指摘をいただきました。

そのことにつきまして、組合の管理者会議におきまして、そういう弁護士の指摘を受けておりますので、分賦金についてはきちんと議会での議決を諮るべきだということを申し上げましたところ、予算が通っているからいいんだというような説明が事務局からございました。

しかしながら、その予算の議決の内容といたしますのは、款項目節のうち、款、項について予算というのは議決の範囲でございまして、その以下の、目、節、ましてや説明欄については議決の内容ではございませんので、これも規約にのっとっているという説明には非常に無理があるという状況でございますので、以上をまとめますと、そもそも負担義務のないものは払わない、それから、決め方におかしなことがあったと、それから、負担の割合そのものもきちんと決めていないので、決め直すべきであるというのが、かすみがうら市の考え方でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○設楽健夫委員長

ただいま市民部及び市長のほうから考え方ということで、考え方を含めまして説明がありましたが、委員長、副委員長とこの会議を準備していく中で、皆さんの手元にある参考資料をご覧いただきたいと思いますが、その中の令和2年1月29日、令和2年5月7日、令和2年6月1日、これは全て霞台正副管理者会議、これは石岡市長が管理者で、それ以外の市長、町長が副管理者という形での会議であったものです。

準備の中で、霞台厚生施設組合のほうに議会事務局から問い合わせをしていただきましたところ、霞台厚生施設組合の事務局のほうから、この令和2年1月29日、令和2年5月7日、令和2年6月1日の資料については公開可能であることが確認されたという経緯があります。それについて出してもらえますか。会議等報告、出ていますか。1ページからありますね。

先ほどもちょっと説明がありましたけれども、この資料については、この会議で初めて出てくる資料、議会でも説明はされておられません。そういう内容がこの会議に示されるに至っています。

重要なところについては、令和2年1月29日については、先ほども報告がありましたように、坪井市長は、使っていた市町村で負担すべきであるという説明をしていました。令和2年5月7日でも、坪井市長及び茨城町長は同じ発言をしています。それは後ほどこの資料をお読みになって確認をしてください。

それで、令和2年6月1日、出していただけますか。その次のページです。10ページ。

このときに、初めて土地問題が持ち出されてくるんですね。そして、土地問題との具体的な説明をしてくれというふうに、茨城町とかすみがうら市の要望に従って出てきたものですが、その中に、こういうくだりがあります。

茨城町が、2つの試算内容の違いを再度説明を求める。

事務局は、資料6-1は、環境産業新聞社調査による実績額、資料6-2は、コンサル調査による地域計画ベースの設計額を根拠としているというふうなものがあるんですが、委員長、副委員長は、この正副管理者会議の会議録と提出資料を求めるといって今まで準備をしてきました。この会議録は出てきましたけれども、準備資料については、まだこちらには手に入っておりません。大事な資料6-1、6-2、これについては、市民部には来ている。後で、市民部のほうでこの点について報告をしてください。

重要な内容についてこの議会には提出されていないということです。

その他、この1ページから14ページまでかな。この会議報告書。これは、当調査委員会に初めて公開

されて、提出されてきている内容でありますから、この点については、今後開かれていきます調査委員会の中で重要な内容を占めますので、ぜひ精読をお願いしたいというふうに思います。

今、2つの資料6-1及び資料6-2がこちらにはあると。ただ、この場には提出できないという理由を含めまして、市民部のほうからちょっと報告をお願いします。

暫時休憩します。 [午後 2時05分]

○設楽健夫委員長

会議を再開します。 [午後 2時06分]

資料の6-1と6-2について説明をお願いします。

○環境保全課長（越渡貴之君）

それでは、併せて簡単に説明させていただきます。

解体費と土地の評価額、こちらのほうを比較しまして、金額で申し上げますと、解体費のほうが8903万5216円、それに対しまして、土地の費用が9138万3890円という金額になり、土地負担が高くなり、解体費のほうが安いということになったわけですが、設計委託業務が終了すると、工事費は、精査の結果13億円強という結果になりました。

○設楽健夫委員長

よろしいですか。

委員長として、先ほどの説明資料の中で、単年度の説明がありましたけれども、準備作業の中で、合計幾らなのかということについても説明するという話でしたけれども、そのところ補足説明をお願いします。

暫時休憩します。 [午後 2時09分]

○設楽健夫委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時18分]

霞台旧施設解体工事費の総額について報告をお願いします。

○環境保全課長（越渡貴之君）

解体に係る総事業費でございますが、13億9609万8000円となります。

なお、こちらは跡地整備事業も含んだ事業費となりますので、解体に関する部分の金額については、霞台厚生施設組合のほうに確認させていただきたいと思います。この場ではちょっとお答え申し上げることでできませんので、ご理解をお願いいたします。

○設楽健夫委員長

ありがとうございました。

それでは、この工事解体費用についての単年度、これ以降の予算計画及び総額については、資料を霞台厚生施設組合のほうに請求していくということにしたいと思いますがいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

そのほか、先ほどこちらから質問させていただきましたけれども、質問を受け付けたいと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

まずは正副管理者会議の議事録というか、会議録は、これがないというふうに言われていたものが提

出されたというところ、まず、委員長と副委員長にありがたく思っています。今出された資料ですので、まだ全部目を通していないので、あとでしっかり目を通して、事の経緯を、しっかり時系列を追って慎重に審議していきたいと思えます。

それで、今日いきなり判断が出るものではないとは思っていますし、議長がおっしゃっていた市の損害がないようにしてほしいというお話も重々分かった上で、何点か質問させていただきたいんですが、市の考え方を出示していただきました。このそもそも論という考え方が、まさしくそうだなというふうに、かすみがうら市からすれば、この気持ちが全くそのとおりだと思います。

ただ、1点考えなきゃならないのは、そういった中で、ごみ処理を考えたときに、広域連携をしているわけですね。協定書が、仮協定結んで、協定が平成27年、そして、平成28年と、首長さん同士で協定を結んでいますが、こういったところが、現在のこのかすみがうら市の状況に対して、そもそも論として、協定上のルール違反というか不履行というか、契約違反になるんじゃないのか、そういったところがもしあるとして、極論の話かもしれませんが、もうそれではかすみがうら市は脱退してくれと。こういったことになっても、本当にかすみがうら市民が路頭に迷うことになるので、そういったところも含めて慎重に考えなきゃいけない問題だと思うんですけども、これをどこまで答えるか不明なんですけど、ちょっとまずお尋ねしたいと思うんですけど。

○市長（宮嶋 謙君）

お答えいたします。

協定書において、旧施設の解体費についての取決めはしておりません。

それから、今後のごみ処理についてでございますが、ごみ処理そのものの焼却処理の運営費については払っておりますので、それを止めるということはありませんというふうに考えております。

○櫻井繁行委員

一番心配なところは、やはりそういったところと、これからの広域連携を考えて、各市の首長さんとの連携というか関係性も含めてだったものですから、お伺いをしました。

それで、今、霞台厚生施設組合とかすみがうら市でずっと平行線をたどっているところだと思うんですけど。自分は、一度も霞台厚生施設組合のほうに出向したことがないので、そういった状況において勧告書、督促状とか催告書とか、そういったものが時系列で届いていると思うんですけど、このまま平行線で行った場合は、やはり法的処置を取られるとか、敗訴になれば支払いをするとか、そういった形になってくるのか、その辺、お考えがあればお聞かせ願えれば。

○市長（宮嶋 謙君）

私といたしましても、裁判なのかどうかは別にしまして、公的な第三者の判断がいただければ、なおいいのかなと。もし平行線のままであるとしたら。その前に組合が考え方を改めていただくのが一番いいんですけども、それで解決しない場合は、そういう第三者に判断を仰ぐということも十分考えられるというふうに思っております。

○設楽健夫委員長

今、第三者に判断を求めることもあり得るということのお話がありました。

○櫻井繁行委員

長くなるので、もう一点だけ。皆さんお聞きしたいことあると思うので。

令和5年2月か3月に、恐らく霞台厚生施設組合の定例議会、一部事務組合の行われていますよね。

そういった中で、当初予算に関しては、これは全会一致なのかちょっと分からないですけども、当初予算可決をされて、令和5年度4月から執行されているという情報をお聞きをしているんですけど、そ

ういった可決をされた当初予算に対して、何か今、不都合というか、抵触することが起きているのか、その点もお聞きしたいんですが。

○市長（宮嶋 謙君）

組合議会で賛成多数で議決されたんですけども、分賦金の割合を決めるのは、先ほど説明申し上げましたけれども、予算では分賦金の割合というのは決められませんので、予算書の中では説明欄に書いてあるだけでございまして、説明欄というのはその議決の中に含まれないんですね。款項目節、款、項までが議決する内容なんです。それ以下は全てじゃないんです。ですから、例えば別の例で言うと、目、節の部分であれば、議会に議決をお願いしなくて、執行部のほうで組替えができたりなんかするのは、そういうことなんです。

それを超えてお金を動かす場合には議決が必要になるというのは、款、項で議決をいただいているからなんです。これはもう地方自治法で決まっている決め事でございます、その中には、かすみがうら市の負担が幾らで、どこの負担が幾らというのは議決には含まれないというのが法のルールでございますので、予算が通ったからといって、それを必ず履行しなければいけないということはない。予算書というのはあくまでも見積書でございます、そのとおりにいかないのが予算という部分もあるというのは、皆さんご存じのとおりだと思うんですね。

ですから、組合議会の議決が通ったからといって、かすみがうら市の負担の義務が生じるというものではありません。

○櫻井繁行委員

まずは解体設計委託費399万9000円、400万円の負担を今、かすみがうら市が止めていますけれども、結果、その先には、13億円か14億円、12億円か分からないけれども、負担金が1億円ないし2億円の負担が来ることは、恐らくもう明らかだと思うんですね。今、構成市の状況を考えると。その辺も含めて、やはり市民が路頭に迷わないような選択を、やはりこの調査委員会はしていく必要があると思うので、しっかり今日の資料を持ち帰って確認させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員

すみません。こういう今回のお話を決めていく上で、茨城町の動向なんかもちよっと参考にしたいなと思うんですけども、そういったことの資料が今あるかないか不明なんですけれども、今分かる範囲と、これからちよっと調べられる範囲の情報なんかをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮嶋 謙君）

茨城町も、会議録であったように、土地評価等の説明資料を出された後に了承ということになっておりますので、同様の状況だったのではないかなというふうには考えてございます。

○櫻井健一委員

それで、茨城町のほうでは、そこに審議はなく、そのままの体制でお支払いをしていくような形で、今、体制を取られてるといようなことでよろしいのでしょうか。

○市長（宮嶋 謙君）

茨城町、現在も同じ方が町長やっぺらっしゃるので、お考えはそのままなのかなというふうに思います。

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

実は、私が住民監査請求の代表で今回やったんです。

今、そもそも論というふうな話をしていましたが、協定書そのものに、加入するときの段階で全く解体のことについては書いていないんですよ。ですから、突然こういう解体等を持ち出す。それと同時に、土地問題も、これも全く書いていない。これが問題だと思うんです。

協定書も、新しい組合の協定書というか、組合規約にもこの問題は書いていないんですよ。解体の問題を。

なぜこんなに理不尽なことをやるのか。これまた、なぜ前市長が了解したのかというのが非常に不可解だということがあると思うので、実際に霞台厚生施設組合が根拠としているのは、本当の意味では何なんですかと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

管理者会議の中での説明を聞くところによりますと、過去、合意をしたからという説明です。

○佐藤文雄委員

合意書はあるんですか。合意書は手元にありますか。

○市長（宮嶋 謙君）

解体に関する合意書はございませんで、合意書というのは管理者会議で合意したと、それを根拠にしているようです。

○佐藤文雄委員

基本的に、合意書というのは、こういう協定書みたいに、必要なんじゃないかなと思うんですよ。協定書と同じような水準、レベルだと思うんですよ。それについては、宮嶋市長は、合意書については何かお話をされていますか。

○市長（宮嶋 謙君）

全国市長会の弁護士さんからの指摘のとおり、規約には分賦金の割合については議決によるというふうに書いてございますので、こういう分賦割合を執行部で決めて、それを議会に諮ってお認めいただくという手続が必要であろうというふうに考えています。

○佐藤文雄委員

いや、合意書はいらないということですか。

つまり、組合で分賦金の割合、それについて組合で議決すれば合意書はいらないというふうに理解しているんですか。

○市長（宮嶋 謙君）

合意書があっても法的な拘束力がないという意味で、議決が必要だと言っているんでありまして、合意書は当然あってもいいと思いますが、いずれにしても、その合意に、首長間の合意に基づいて執行案をつくり、議会で議決をしていただく。解体費に関してはどかが負担すると、費用負担するというのを議会で議決していただく必要があるということでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、今回は新しいというか、今度の定例会のときに、宮嶋市長が副管理者として分賦割合ですか、これについて議会できちんと議決してほしいということを要請するというふうに何か取られますが、そういう意味でいいんですか。

○市長（宮嶋 謙君）

既に議会での議決が必要であると、きちんと決め直しましょうということを管理者会議で申し上げましたが、取り合っただけませんでした。

○設楽健夫委員長

そもそも、協定、合意書があったのかどうか。市長のほうから議決が必要であるという話がありました。この点について、そのほかの方でご意見ございますか。

○櫻井繁行委員

市長のおっしゃるように、定例会で議決をされていくという、そういったことがかすみがうら市としてはより丁寧だし、納得もいくというか、そういったことになってくると思うんですけども、我々が判断するというのは、あくまでもかすみがうら市の範囲の中、もちろん、一部事務組合も範囲は範囲だと言えば、予算執行する上ではそうかもしれませんけれども、ある程度そこは、私は湖北環境衛生組合に行かせていただいていますけれども、やはり霞台厚生施設組合に出向している議員さん3名か4名いらっしゃる、今ちょっと名前出ませんけれども、そういった方々にその定例会でお任せすることも、その範囲が、この霞台厚生施設組合で何かあったら、そのたびにこの調査委員会を開くとか、そういったこともまた、非常に形として難しい感じがしますので、話がまとまらないですけども、そういったところも含めて、だからこそ、この一部事務組合、広域連携を取っているというところで、判断が難しいということになってきちゃうと思うんですけども、そういったところも含めて今後考えていかなければいけないのかなというふうに思ったので、逆に言うと、出向している議員さんからも意見を伺えれば、現場を担当している方々からはどういった考えがあるのかなというのを教えていただけるとありがたいなと思いました。

○設楽健夫委員長

出向している議員の方からのご意見というお話がありました。いかがですか。

○佐藤文雄委員

この前、令和5年2月16日に定例議会があったんですが、私、質問するのに通告をいつまでなんだというふうに、ちょうど私たちは2月5日に定例議会があつて、臨時議会があつて、霞台厚生施設組合の議員に選ばれたんですよ。それで、翌日、霞台の担当者が来まして、予算書を持ってきたんです。予算書を持ってきたんで、質疑をしたいというふうに言いましたら、質疑はもう締め切りましたというふうに言われたんですよ。1月31日ぐらいに締め切ったということだったんで、これ質疑ができないのはおかしいんじゃないかと。

議会運営委員会があるということなんで、議会運営委員会にきちっと申入れしてくれというふうに言いましたら、議会運営委員会では受け付けないということだったんですよ。

16日の当日は、私はそれに異議を挟みまして、発言をしました。なぜ我々が発言を封じられるのかということで問い詰めたんですが、途中で休会になりまして、議会運営委員会を開いたんです。でも、議会運営委員会を開いても、事務局は、今まで決めたことだから、これを変更するわけにいかないというふうにして、頑として受け付けなかったんですよ。

取りあえず、また再開されて、議会が始まったんですが、そのときに、宮嶋市長も意見を出させてくれというふうに言ったら、それも議長が封じたんですよ。私も、何もできないのはおかしいんじゃないかというふうにして申し入れたら、質問は駄目だけれども討論はいいということだったんで、実を言うと、私は反対討論をしたという経過があるんですよ。

だから、最初から、我々が2月5日に選ばれてるんですよ。それで質問もできない。これが当然のごとく押し通されるというのはちょっと異常な議会だなと。誰に聞いてもおかしいと言うんだけど、あのメンバーはおかしいと思わないんですよ。ですから、大変だなというふうに思ったんです。

ですから、私たちのほうは、反対をいたしました。

○市長（宮嶋 謙君）

先ほど櫻井繁行委員から、組合議会があるので、その事務を回るのは組合議員さんなんで、そこで決めるべきではないかというようなお考えも出ましたけれども、通常であればそのとおりだと私も思うんですが、先ほど佐藤委員からもありましたように、かすみがうら市がなぜか非常に不合理な取扱いをされておりまして、意見も言わせないというような状況がございます。

例えば、これは仮の一例でございますが、例えば分賦金の負担で、人口割とか、使用量に応じてとか、誰もが納得できる内容で議決があれば、その組合で決めたものでありますから、それに従うのは当然だと思っておりますが、仮にかすみがうら市だけがなぜか根拠なく負担金が多かったら、かすみがうら市民は黙っていられるでしょうか。

多数決の世界であるからしょうがないということであって、もしこの4市町のうち3市町は結託して、かすみがうら市からお金を取ろうと議決されたら、我々はどうなりますでしょうか。通常はあり得ないと思っておりますが、今それが起きているんです。

ですから、議員の皆さんが調べようということで委員会を設置していただいたものと、私は理解しておりますので、十分、内容をご理解いただいた上でご審議していただいて、かすみがうら市民が不利な扱いをされないようにご検討いただきたいというふうに思っています。

○設楽健夫委員長

委員長席を代わらせてもらいます。

○石澤正広副委員長

委員長を交代します。

○設楽健夫委員

提出されている正副管理者会議報告書の6ページの一番上を見てください。

私も、この運営の仕方について、事務局長が発言している内容ですが、事務組合は正副管理者の協議により決定したことを実行しているが、これまでの理解を変更する場合は、再度協議していただく必要があると。

しかしながら、規約を見る限りにおいて、正副管理者会議の決定が議会の決定を左右する、そういう内容は、私は見受けることができなかった。この点については、事務局のほう、あるいは市長のほうでは説明できるところありましたら、ご説明をお願いしたい。

○石澤正広副委員長

暫時休憩します。 [午後 2時45分]

○石澤正広副委員長

会議を再開します。 [午後 2時48分]

○設楽健夫委員

この報告書を読む限り、正副管理者の協議により決定したことを実行していると、私は、必要なことは議会で決定したことを事務局は決定していく、それが筋だというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

それにつきましては、11ページの協定書にも書かれているんですけれども、最初に説明しましたただし書以降、こういったところにも含まれる内容かと思えます。

もう一回読み上げますと、11ページの第4条のただし書以降で、ごみ処理広域化に伴う事業に用いる場合は、これに係る経費負担及び保有財産継承については別途協議するという記述もございます。

こういったところを踏まえて、いろいろな決定事項については、正副管理者会議の中で協議をした上

で、議会で決定していくことになると思います。そこまで必要のないものについては正副管理者会議で決定にとどまるということになろうかと思っています。

○設楽健夫副委員長

私が質問しているのは、組合規約の中の議決、最高決定機関はどこですかと。協定書の話ではありません。

資料の13ページのところに、組合の議会という項目と、組合の執行機関という記載があります。

管理者及び副管理者は執行機関のところに記載されているんですね。この第5条、組合の議会の組織の中で、議会の構成が書かれ、そして、議決案件のところについては、例えば13条の第2項に、分賦金は組合の議会の議決によって定めると、そういうふうに書いてあるんです。

ですから、これに従って執行機関は動いていかなければならないものであって、先ほどの事務管理者の説明は、正副管理者で決めたことを実行するというのは間違っているのではないかということです。

○市長（宮嶋 謙君）

ご指摘のとおりだと思います。

○石澤正広副委員長

委員長席を交代します。

○設楽健夫委員長

そのほか、ご意見ございますか。

○櫻井健一委員

今、聞き逃したんですけれども、宮嶋市長が取り合ってもらえなかったというのは、正副管理者会議の中の話なんですか、それとも、この間の定例会のお話の中だったんですか。

○市長（宮嶋 謙君）

正副管理者会議の中で、きちんと議決が必要であるので、議決を求めたほうがいいんじゃないかという話をしましたが、取り合っていただけなかったということでございます。

○櫻井健一委員

ということは、先ほど資料で見せていただいた正副管理者の会議で決まったことを事務局が議会というお話のところに矛盾が出るということになると思うんですが、そういう解釈でよろしいんですか。

○市長（宮嶋 謙君）

正副管理者会議の中で1人の副管理者が言ったことが取られるか取らないかは、その会議の議論の中によりますので、最終的には、副管理者ではなくて正管理者の権限が一番強いというふうに思いますので、そのことをもって法的にどうかという議論にまではいかないと思いますが、私の主張は認められなかったということでございます。

それから、付け加えますと、組合の令和5年度予算について、私は同意はしておりません。

○櫻井繁行委員

先ほどの質問の繰り返しになるかもしれませんが、一部事務組合が、というのを今回の市長の答弁に誤解なく言わせてもらえると、僕は特段、責任転嫁するつもりはなくて、無責任に言っているわけではないんですけれども、このかすみがうら市の調査特別委員会をあと何回重ねるか分かりませんが、例えば皆さんの合意として、コンセンサスを取って、その約400万円を負担しませんと、当初予算から省いている状態でしょうけれども、執行もしていない状態で、そういったことが決定され、それが霞台厚生施設組合の一部事務組合に報告され、それが果たしてどのぐらいの効力を持つのかとか、権限があるのかという話も、そもそも論になってきちゃうと思うんですよ。

我々は3市1町の構成市の一員ですから、やはり繰り返しなんです、ごみ処理をやはり円滑にするためのその運営には、市長から、問題なくやっていけるという、負担金を払っているから大丈夫だよというお話もあったんですけども、この取決めを、霞台厚生施設組合としても、そこは、職員は法令を遵守して粛々とやはり出向しているという気持ちはあると思うんですよね。例えば、職員からすれば、法令を犯してまでやっているつもりはないでしょうし、そして、かすみがうら市側としても法令を犯しているという認識はないと思っているんですけども、これが、我々の決定事項が果たしてどこまで、この霞台厚生施設組合に対し影響力があるのか。やはり最終的には、そこに出向している議員さんたち、構成市含めて3市1町の一部事務組合での定例会がやはり全てになってきてしまうというふうに思うので、その辺の考え方が非常に難しいなと思って。

全然、気持ちは分かるんですけども、そもそも論で書いてあることがすごくベストというかベターだなというふうに思うんですけども、そういったところも含めて、これは委員長に対する要望になるかもしれませんけれども、どういった落としどころを見つけるかということも、正副管理者会議で言ったとか言わないとか、何かかすみがうら市だけ蚊帳の外にされているんだというか、何かそんな感情的な話してもしようがないと思うので、そういったところの落としどころも今後考えていきながら、みんな冷静に考えていければいいなというふうに思ったので、今日1回目なので、そういったお話をさせていただきたいと思いました。

○設楽健夫委員長

話がありましたけれども、私は今日の会議で結論を出していこうというふうな気はありません。

ご意見を聞いて、正論を事務組合のほうに、あるいは市長のほうに申し述べたいということで、言うべきことを言っていくと。

最終的な判断は、先ほど市長からもありましたけれども、一部事務組合で議論がされないということになると、あとは第三者のほうに委ねるとか、我々は使っていないところに金を出す、それは筋が通っていないということについては、皆さんの意見をお聞きして、そこはまとめていかななくてはいけないと。

私たちは一番、市民に対して責任を持っていますから、使っていないところに税金使っているのかということ、この会議ではそういう結論まではやっぱり出せないとは思いますが、ここは再調整をお願いするというような形になっていく可能性は十分あるというふうに自分は思っています。ここで決めて払わないとか、それはできないなというふうには思っていますけれども、ただ、監査委員の報告がありますので、これは尊重していきたいなというふうに思っていますけれども。

それでは、そろそろ第1回目の議論については、提出していただきました資料をもう一度、皆さんに検討していただくと、あとは、次どうするのかということは後ほど決めますけれども、今日わざわざ副市長がおいでになっておられます。県議会のほうで、様々な44市町村の対応をされてきた副市長に、ちょっと感想などを述べていただければと、ご意見を。よろしくお願いします。

○副市長（飯塚一政君）

今回のお話は、最初にお聞きしたときに、やはり先ほどそもそも論という話が出ていますけれども、霞台厚生施設組合の旧施設の施設運営者が、石岡市、小美玉市であるならば、その受益者はその両市の市民でありますので、かすみがうら市がその解体費を負担するいわれは、一般的にはない、理不尽な話なのかなというふうに、私はまず感想を持ちました。

それと、今回議論になっている、先ほど来出ております土地代、あるいは解体費については、組合加入、あるいは協定締結を判断するための重要な要素ですから、組合加入時に、あるいは協定締結時にそこが明示されない中で、加入後、あるいは協定締結後に追加的に要求してくるというのは、これはまた

認め難い話で、これを認めたら、過去のかすみがうら市が参加していない時点の話、追加的な経費を五月雨的に要求されて、それを飲むのかという話になりますので、私はちょっとそれは認め難いのではないかなというふうに感じた次第です。

それと、もう一つ、経緯のほうをちょっと丁寧に見た中では、前市長が解体費の負担の合意に至ったとされた経過の中で、土地代と解体費の負担を比較して、解体費のほうの方が安いという時点で了承したとされていますけれども、その後の先ほど数字が出ていましたけれども、霞台厚生施設組合から示された資料では解体費が大幅に上昇しているという状況を踏まえれば、その当時の市長の判断自体が、いわゆる錯誤というんですか、資料が意図的に左右されたかどうか分かりませんが、その当時の、適正な数値を反映していない資料に基づいて判断した可能性があるのも、いわゆる民法上の錯誤に当たるような、意思表示の可能性もあるというふうに感じております。

こうした経緯から考えると、土地代などの後追いの負担要求は、解体費の負担を了承させるための便法だったのかなと、私は個人的にはそんなふうに受け止めたので、この調査特別委員会で、これまでの経過とか資料に基づいて慎重審議をいただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、市民部、市長のほうからご意見をいただいて、委員の皆さんにご意見いただきました。討論進んできましたけれども、提出されています資料を再度検討していただいて、慎重に検討していただいて、次回の会議については、疑問点もありますから、一部事務組合の管理者のほうに説明を求めていくということも必要かなというふうに思うんですが、次回の会議の進め方について、どなたかご意見等ありましたら、お願いします。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、霞台厚生施設組合に、疑問点もございますので、説明をお願いしたいという旨の申入書を出していきたいと思っておりますけれども、それで、今日といいますか、すぐ出したとして、2週間とか間を置かないといけないと思うんですけれども、2週間がいいのか、3週間がいいのか、私は分かりませんが、次回の会議をそれで決定しまして、霞台厚生施設組合との、委員長、副委員長、議会事務局との調整がございますので、それによって会議もちょっと変更になる可能性もありますけれども、開催日程については、霞台厚生組合の事務局長との話合いもあると思っておりますので、その点については委員長、副委員長に一任をいただくということによろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

分かりました。

それでは、本日の特別委員会については、これをもちまして終了とさせていただきたいと思っております。市民部の皆さん、市長、副市長、ありがとうございます。

これで終了させていただきます。

散会とします。

散 会 午後 3時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫